平成２７年（フ）第３１７９号
高知県土佐市北地2114番地、前住所大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
債務者　松村　　茂
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３０９号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目12番７号、前住所大阪府柏原市大字青谷29番地
債務者　淺見　忠榮
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１０号
大阪府茨木市真砂３丁目８番３号　川中ビル３Ｂ号、前住所大阪市平野区平野馬場１丁目６番７号
債務者　淺見　吉弘
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４号
埼玉県越谷市花田１丁目２番地４　ビィクトリアマンション105、旧住所埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地219
債務者　伊澤　章弘
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４３４号
横浜市中区南仲通１丁目13番地　アール・ケープラザ横浜関内916号室
債務者　高橋利喜夫
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１７号
札幌市中央区北７条西12丁目13番地９　トーワ北７条903号
債務者　高橋　昭憲
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０号
茨城県那珂市額田南郷2380番地１
債務者　大森　英男
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２０号
北海道江別市ゆめみ野東町８番地の13
債務者　佐藤　隆司
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　正佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目108番地４
吉敷スカイハイツ903
債務者　高橋　泰臣
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２４３号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目14番７号
債務者　水間　正一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂梨緑菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８０号
静岡県沼津市大岡2382番地の１　ベルパエーゼ104
債務者　山田　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５８号
茨城県桜川市友部1530番地
債務者　宮山雄一郎
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０２号
茨城県那珂市菅谷4514番地４　ガーデンコートＡ棟102号室、旧住所茨城県高萩市大字秋山20番地の１
債務者　落合　　清
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１７号
茨城県ひたちなか市笹野町３丁目15番60号
債務者　薄井　良雄
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２３４号
茨城県桜川市西小塙1588番地２
債務者　高松　　浩
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
岐阜県可児市川合336番地３、前住所岐阜県美濃加茂市本郷町２丁目10番28号　ゴールデンハイツ105
債務者　舟木ジュンこと　ＦＵＮＡＫＩ　ＥＭＥＲＳＯＮ　ＪＵＮ
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市田寺２丁目２番17号
債務者　中西　純一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部